

身体障害者手帳に関する一考察

— 取得や使用に関する当事者への調査結果を踏まえて —

赤 塚 光 子

身体障害者手帳に関する一考察

－取得や使用に関する当事者への調査結果を踏まえて－

A Study on the Use of the Identification Booklet for Persons with Physical Disabilities

－ A Research Paper on How They Feel about Obtaining and Using It －

赤塚光子

Mitsuko Akatsuka

A physically disabled person must obtain “The Identification (ID) Booklet for Persons with Physical Disabilities” before he/she can receive social welfare services. The paperbound booklet has the user’s photo to verify his/her identity, and private information concerning his/her handicap status. Accredited handicapped people have to show their booklets each time they want to receive welfare services.

The present research tries to find how handicapped people actually use their ID booklets, and how they feel about using them. Analysis is based on the results of a questionnaire in which users of the booklet were asked questions regarding: 1) obtaining the booklet, 2) using it, and 3) its convenience of use.

Results revealed the following salient points.

1. There are a certain number of people who are not willing to obtain the ID booklet.
2. The ID booklet is often used for obtaining public transportation discounts.
3. The paperbound ID booklet presently available is cumbersome to carry and use.
4. Some users think that the information recorded in the ID booklet violates their privacy.

Considering these findings, I would suggest that the specifications and form of the ID booklet should be re-examined, and that the booklet should be changed to a card-type of ID, which is much easier to use.

はじめに

わが国では昭和24年に制定された身体障害者福祉法において、身体障害者を次のように定義している。「この法律において、『身体障害者』とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」（身体障害者福祉法、第4条）。これは、交付された身体障害者手帳を所持することで法に基づく施策の対象者となることを意味している。障害があることによる生活上の不自由さ、困難さを軽減、解

消するためのサービス提供に障害者手帳制度を取り入れているところにわが国の身体障害者福祉の特徴がある。

交付される身体障害者手帳は、国によって様式等が定められた複数頁からなる紙製の手帳である。身体障害者手帳制度の開始からすでに50余年を経過し、この間に身体障害の認定範囲が拡大し、また障害者福祉の理念や障害者関連施策や各種サービスの進展に伴い身体障害者手帳が使用される範囲も広がってきた。しかし、交付される身体障害者手帳そのものは、開始初期と比べて基本的に大きな変化がないまま現在に至っている。一方、情報科学技術の進歩に伴って、コンピュータによる情報管理やカードによるさまざまなサービス利用が可能な時代となり、手帳形式からカード形式への移行も検討されて良い時代に入ったのではないと思われる。

本報告では、現行身体障害者手帳制度の規定及び各種サービス利用における身体障害者手帳の用途について整理するとともに、これを使用する当事者の身体障害者手帳に関する意識や意見、実際の使用状況、使い勝手などを踏まえて、身体障害者手帳に関わる課題を考察する。

1 身体障害者手帳の交付対象者、交付手続き、記載内容及び様式

(1) 身体障害者手帳の交付対象者

身体障害者福祉法別表において定める身体障害は、「視覚障害」「聴覚又は平衡機能の障害」「音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害」「肢体不自由」「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害」であり、同法施行令において、「ぼうこう又は直腸の機能の障害」「小腸の機能の障害」「ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害」が定められている。

これらのうち、「視覚障害」「聴覚又は平衡機能の障害」「音声機能、言語機能又は平衡機能の障害」「肢体不自由」については、障害名称、範囲など一定の整理はあったものの、身体障害者手帳の開始時から対象とされていたのであるが、内部障害と通称される臓器等の機能障害については、表1のように、昭和40年代以降に加えられてきたものであり、障害認定の範囲は順次拡大してきている。

表1 内部臓器等の機能の障害と障害認定の時期

認定時期	障 害 種 別
昭和42年	心臓の機能の障害 呼吸器の機能の障害
昭和47年	じん臓の機能の障害
昭和59年	ぼうこうの機能の障害 直腸の機能の障害
昭和61年	小腸の機能の障害
平成10年	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害

内部障害は外見からはわかりにくい障害であるが、例えば平成10年に対象に加えられたヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害の障害認定理由をみると、身体障害としての施策を活用することにより法目的である自立と社会参加を促進することができるためという理由もあげられている。

ここに掲げられている障害があり、その程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号の身体障害者障害程度等級表の1級から6級までに該当する者及び7級の障害を重複して有する者が身体障害者手帳の対象者である。申請により身体障害者手帳が交付され、身体障害者福祉法に定義された身体障害者であると認定される。

身体障害者手帳の交付申請は、身体障害者であることを認定してもらうことであり、そうすることによって身体障害者が利用できるサービスの対象者となる仕組みになっている。

（2）身体障害者手帳の交付手続き

身体に障害のある者は、都道府県の定める医師の診断書を添えて、その居住地の都道府県知事に身体障害者手帳の交付を申請する（身体障害者福祉法第15条1項、地方自治法における指定都市、中核市も都道府県に準する、以下同じ）。医師は診断書の交付にあたり、障害が身体障害者福祉法別表にある障害に該当するか否かについての意見書をつける（同3項）。都道府県知事は、申請に基づいて審査し、該当すると認めたときは申請者に身体障害者手帳を交付し（同4項）、該当しないと認めたときは理由を附してその旨を申請者に通知する（同5項）。

身体障害者手帳は、本人が別表にある障害を有しなくなったり死亡したときは返還しなければならず（同法第16条1項）、都道府県知事は障害が該当しないと認めたり正当な理由がない診査の拒否や他人に譲渡、貸与するなどの行為があった場合は返還を命ずることができる（同2項）。また、身体障害者手帳交付時と比較して障害程度に重大な変化が生じたときや新たな障害が生じたとき、身体障害者手帳を亡失またはき損したときは都道府県知事に再交付を申請できる（身体障害者福祉法施行令第5条）。

身体障害者手帳の申請にあたっては、福祉事務所の長あるいは市町村の長を経由して、医師の診断書、意見書、本人の写真が都道府県知事に提出される（身体障害者福祉法施行規則第4条）。都道府県知事は身体障害者手帳交付台帳を備え、これに身体障害者手帳の交付に関する事項を記載する（身体障害者福祉法施行令第3条）。身体障害者手帳交付台帳には、1身体障害者手帳の交付番号及び交付年月日、2身体障害者の氏名、住所及び生年月日、3身体障害者手帳に記載されている障害名及び障害の級別、4身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、住所及び続柄、5身体障害者手帳の再交付の年月日及び理由が記載される（身体障害者福祉法施行規則第8条）。

また、住所の変更、居住地が他都道府県となった場合の届け出なども規定されている。

この他にも、身体障害者手帳の申請、交付等にあたっては、法、施行令、施行規則に細かな

定めがあり、厚生省担当部署の長の通知や都道府県からの照会への回答なども示され、これらに基づいた交付の事務がなされている。

このように、身体障害者手帳は全国どこでも同じ基準で交付されるものであり、この管理は都道府県の責任のもとに、身体障害者手帳交付台帳により管理されている。

(3) 身体障害者手帳の記載事項及び様式

身体障害者手帳の記載すべき事項は、身体障害者福祉法施行規則第7条に示されている。

- 1 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日
- 2 障害名及び障害の級別
- 3 補装具の交付又は修理に関する事項
- 4 身体障害者が15歳未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所

身体障害者手帳は、12面からなる手帳様のものである。材質についての規定はないが、ほとんどは厚い紙製である。この様式は、身体障害者福祉法施行規則別表第4号に示されている。大きさは、縦11.4cm×横7.5cmの縦長で、第1面から12面までの記載内容、体裁が具体的に例示されている。

第1面	「身体障害者手帳」、交付した「都道府県（市）名」
第2面	「身体障害者手帳交付番号」、「身体障害者手帳交付年月日」、「氏名」、「生年月日」「都道府県（市）印」、写真添付
第3面	「障害名」、「身体障害者等級表による級別」、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額（第1種、第2種）」、「職業又は教育」
第4面	本人の欄「本籍」、「現住所、転入年月日、福祉事務所の長又は町村長の印」
第5面	保護者の欄「氏名、続柄、現住所、保護者となった年月日、福祉事務所の長又は町村長の印」
第6～8面	補装具の欄「交付又は修理年月日、種類、取扱責任者氏名及び印」
第9面	備考
第10～11面	注意事項
第12面	（白紙）

ここに貼付する写真は、同第3号において、縦4cm横3cmの脱帽して上半身を写した申請時1年以内に撮ったものであることとされている。

障害名の記載については、「傷病名並びに障害程度を簡潔且つ明瞭に記載すること」（昭和25

年、厚生省社会局長通知）とされているが、内部障害については、「診断名（診断名が明確で場合には症候群でさしつかえない。）及び障害程度を簡潔かつ明瞭に記載する」とされている（昭和42年、厚生省社会局長通知）。

また、例示は縦書きであるが、コンピュータによる交付事務の開始に伴い、記載をカタカナ及び横書きで行うことについての広島県からの照会に対しては、「第4号に違反しない」と回答している（昭和49年、厚生省社会局更生課長回答）。添付する写真の更新についての北海道からの照会に対しては「本人であるか否かを識別するために必要なものであるから、年数の経過等により、容貌が著しく変化して、その写真によっては本人を認識することが困難になった場合には、本人に対し、新たな写真の提出を求めることが適当である」と回答しているが、年令的範囲更新期限は示されていない（昭和31年、厚生省社会局長回答）。

このように、かなり詳細にわたって規定されており、身体障害者手帳を開くとここに記載されている内容や写真は目で見て確認できる。しかし、点字対応の規定はなく、文字対応が不可能な程度の視覚障害がある人たちは記載内容を確認することができない。

また、実際に交付されている身体障害者手帳はこれらの規定に違反しない範囲で都道府県や市によって異なっており、外観や様式や仕様などは同一ではない。

2. 身体障害者手帳と受給できるサービス

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づくサービスの受給根拠となるものである。したがって、身体障害者手帳を所持するものは、（その障害部位や程度により）次のような施設サービス、在宅サービスを受給する資格をもつ。それらは、身体障害者更生援護施設への入所、更生医療の給付、補装具の交付または修理、身体障害者居宅生活支援事業、日常生活用具の給付及び貸与、訪問診査、訪問指導など、その他社会参加・身体障害者スポーツ等、在宅福祉関連事業などである。

身体障害者福祉法関連のサービスに止まらず、他法、他制度においても身体障害者手帳は該当者である判断の根拠として用いられている。主な他制度との関連を見ていく。

まず、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関してであるが、身体障害者手帳の診断基準とは別の診断基準がある。しかし、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令」において、障害児福祉手当及び特別障害者手当の診断においては、身体障害者手帳1級、2級所持者については別途の認定診断書が省略されることになっている。

生活保護法には障害者加算があるが、基準は障害等級表の1、2級該当者及び3級該当者が対象となっている。

また、身体障害者には、税法上の特別措置がある。所得税法及び地方税法による障害者控除における対象となる身体障害者は、身体障害者手帳所持者を指している。また、特別障害者控除の取扱いを受ける特別障害者である身体障害者は、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が

1級又は2級であると記載されている者とされている。

相続税法上の障害者控除の取扱いでは、一般障害者として身体障害者手帳に身体上の障害の程度が3級から6級までである者と記載されており、1級又は2級の場合は、特別障害者として更に負担の軽減が図られるようになっている。

これについては、昭和26年の「身体障害者福祉法の一部を改正する法律の施行に関する件」(厚生省事務次官依命通知)の第8の「身体障害者手帳に関する事項」に、「新たに身体障害者等級表による級別を記入することにされたのであるが、これは所得税法施行規則第6条〔所得税法施行令第10条〕に規定する『不具者』『障害者』と改正」に該当するか否かの認定について徴税機関の利便をはかるためのものである」とあることから、身体障害者手帳制度の活用を当初から見込んでいたと判断される。

自動車税、軽自動車税、自動車取得税についても税の減免制度があるが、身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、障害区分別の等級により該当する障害者は、この対象者として認定される(昭和45年、自治省税務局長通達)。

その他、少額貯蓄非課税制度、郵便貯金非課税制度、少額公債非課税制度(いわゆる新マル優制度)についても身体障害者手帳の交付を受けている者が対象に含まれており、利用する時は身体障害者手帳あるいはその写しを確認書類として提示することが定められている。

次に、身体障害者旅客運賃割引であるが、身体障害者福祉法施行前の昭和25年2月24日から国有鉄道運賃割引証が発行され運賃割引が行われていた。身体障害者手帳制度の開始に伴って、昭和25年「5月1日からは身体障害者手帳を所持しなければ国有鉄道運賃の割引も取扱いが受けられなくなる」との記載が見られることから(身体障害者福祉法の施行に関する件、昭和25年、厚生省事務次官通知)、身体障害者手帳開始当初から身体障害者手帳と関連して実施されてきたサービスといえる。昭和27年に身体障害者旅客運賃割引規則が改正され、第1種身体障害者、第2種身体障害者の別が定められた。この運賃割引は民営化後の北海道旅客鉄道株式会社、東日本旅客鉄道株式会社等に引き継がれた(身体障害者旅客運賃割引規則、昭和62年)が、同規則において、「身体障害者」とは、身体障害者福祉法第15条4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者とされている(第2条)。第1種身体障害者(1人の介護者も割引の対象となる)、第2種身体障害者(12歳未満の者に限り介護者も割引の対象となる)の別があり、これが身体障害者手帳の第3面に記載されている。

乗降の際及び乗車船中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも提示しなければならない(同規則第11条及び身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について、昭和57年、厚生省社会局長・児童家庭局長通知)。平成5年には、児童券売機での小児券購入による乗車船が可能となったが、乗降に伴う改札の際、車内等の改札の際などでは、係員に乗車券と併せて手帳の提示を行うことになっている(身体障害者等に対する児童券売機での小児券購入による乗車船の取り扱いについて、厚生省児童家庭局障害福

社課長通知）。

航空旅客運賃の割引についても、身体障害者手帳の交付が要件となっており、前記第1種障害者と障害区分別に示された障害等級に該当するものに適用されている（身体障害者航空旅客運賃の割引について、昭和55年、厚生省社会局長通知）。

障害者に対する有料道路通行料金の割引の対象となる身体障害者であることも、身体障害者手帳をもって証明する。障害者本人が運転する場合と介護者が運転する場合では若干異なるが、料金を支払う際に手帳を呈示し、自動車登録番号又は車両番号の確認を受け、氏名及び手帳の番号を記入した割引証を提出し所定の料金を支払うことになっている。

その他、日本放送協会放送受信料免除、日本電信電話株式会社の番号案内料の無料措置、郵便による不在者投票、公営住宅法による公営住宅入居に際しての配慮なども、身体障害者手帳を交付されていることが身体障害者であることを証明するものとなっている。

ここでは国レベルで実施されている制度を取り上げたが、民間鉄道会社等が実施している公共交通機関の割引、タクシー利用時の割引、映画館、遊園地等のレジャー関係の割引など、身体障害者手帳を所持していることで受けられる割引は多方面に広がっている。

また、企業就労への支援については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」において障害者雇用率が定められているなど、障害者には特別枠をもって雇用を支援する制度がある。この法律に該当する身体障害者は、同法第2条において「障害者のうち、別表に掲げる身体上の障害がある者をいう」とされているが、同法別表は身体障害者福祉法別表を準用したものである。また、同法施行規則別表には身体障害者、重度身体障害者の別が示されているが、これも身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1・2級を重度としたものと同一である。実際の支援においては、身体障害者手帳を所持していることが雇用の促進等、すなわち職業訓練や就職斡旋等において身体障害者として対象となるといってもよいものである。

これらに加えて、各地方自治体が条例等により単独で実施している事業、たとえば医療費の助成、タクシー券の交付なども、身体障害者については身体障害者手帳所持が要件となっている。このように、身体障害者手帳は当初から他法における使用が見込まれていたが、現在ではより幅広く身体に障害のある人の社会参加に関わるサービスの該当者であることの証明書として活用されてきている。

3. 当事者の身体障害者手帳所持に関する意識、身体障害者手帳を使用しての意見

筆者らは、平成11年2月～3月に、身体障害者手帳を所持している当事者93名を対象とした身体障害者手帳の所持に関する意識や身体障害者手帳の使用状況、使い勝手等に関するアンケート調査を実施した。¹⁾ 対象者93名のうち84名は身体障害者更生施設を利用中であり、9名は在

1) 厚生科学研究障害保健福祉総合研究事業「『身体障害者手帳に関する調査研究』平成10年度報告書（主任研究者：高橋紘士、分担研究者：赤塚光子、植村英晴）

宅で生活していた。また障害種別の内訳は、内部障害41名（44.1%）、視覚障害15名（16.1%）、肢体不自由19名（20.4%）、聴覚障害18名（19.4%）であった。内部障害は、じん臓（12名）、心臓（11名）、呼吸器（3名）、ぼうこうまたは直腸（1名）、小腸（1名）、免疫（9名）の機能の障害であった。以下、主な内容を示す。

（１）身体障害者手帳の申請理由と初めて手帳を手にしたときの印象

まず、身体障害者手帳申請の理由は、表2に示す結果であった。多くは、交通機関の割引の利用、医療費の助成、補装具の交付、各種手当の受給など、必要とするサービス利用のために身体障害者手帳を申請している様子がうかがえる。「その他」には、「幼少時からの障害で親が申請したため不明」という回答の他、「医療、福祉関係者に該当することを知らされすすめられて」「生活保護の障害者加算のため」「公的な身分証明書がほしいため」などの回答があった。

初めて身体障害者手帳を手にしたときの印象や感想としては、最も多かったのが「障害者」になってしまったことが嫌だったり、悲しかったり、惨めだと感じたり、自分が皆と違う特別な存在になってしまったと感じた内容であった（25名）ことが特筆される。

表2 身体障害者手帳の申請理由（複数回答）

申 請 理 由	人数	割合
交通機関の割引を利用するため	38名	40.9%
医療費の助成を受けるため	37	39.8
補装具の交付判定のため	33	35.5
国や自治体の各種手当を受給するため	33	35.5
施設入所の判定を受けるため	29	31.2
税の軽減を受けるため	21	22.6
障害者雇用の対象となるため	21	22.6
更生医療の判定を受けるため	15	16.1
在宅サービスを利用するため	11	11.8
地域利用施設を利用するため	5	5.4
その他	14	15.1

（２）身体障害者手帳（を持っていること）で便利と思うこと、嫌だと思うこと

身体障害者手帳を持っていて便利と思うことは、表３に示すようにさまざまなサービスが利用できることであるが、嫌だと思うこともあり、表４に示すような結果となっている。

表３ 身体障害者手帳（を持っていること）で便利と思うこと（複数回答）

便 利 だ と 思 う 内 容	人 数	割 合
公共交通機関の割引が利用できる	42名	45.2%
有料道路の割引が利用できる	9	9.7
医療費の助成が受けられる	8	8.6
税の控除が受けられる	5	5.4
レジャー施設の割引がある	4	4.3
年金申請時に利用できる	4	4.3
身分証明書として利用できる	3	3.2
地域施設が利用できる	3	3.2
各種手当が受給できる	2	2.2
更生施設などが利用できる	2	2.2
補装具が交付される	2	2.2
タクシー券の交付や割引がある	2	2.2

表４ 身体障害者手帳（を持っていること）で嫌だと思うこと（複数回答）

嫌 だ と 思 う 内 容	人 数	割 合
特にない	37名	39.8%
障害者であることを認識させられる	12	12.9
手帳呈示がプライバシー侵害につながる	9	9.7
手帳を見せるときの周囲の差別的な対応	5	5.4
手帳の大きさ、材質、写真貼付など	5	5.4
サービス利用のための携帯の必要性	3	3.2
その他	2	2.2

(3) 身体障害者手帳を利用した経験の状況

身体障害者手帳を実際に利用した経験の状況は、表5に示すとおりである。公共交通機関やレジャー施設の割引時の使用が1、2位を占めていた。

表5 身体障害者手帳を使用した経験の状況（複数回答）

利用経験内容	人数	割合
公共交通機関の割引の利用	71名	76.3%
レジャー施設の割引の利用	54	58.1
施設入所の判定	48	51.6
年金の診断時の利用	42	45.2
医療費の助成	39	41.9
補装具の交付判定	38	40.9
職業訓練制度の利用	35	37.6
有料道路の割引の利用	34	36.6
国や自治体の各種手当の受給	33	35.5
税金の軽減	32	34.4
タクシー券の交付	32	34.4
更生医療の判定	25	26.9
障害者雇用制度の利用	22	23.7
日常生活用具の給付	18	19.4
住宅取得や賃貸住宅優遇措置の利用	5	5.4
ホームヘルパーの利用	3	3.2
運転免許取得の助成	1	1.1
駐車禁止除外制度の利用	1	1.1
青い鳥はがきの受け取り	1	1.1
あまりない、無回答	2	2.2

その他、身体障害者手帳は身分証明書に替わるものとしても使用されており、携帯電話等への加入、レンタルビデオ店や古本屋などの会員への加入、新幹線の指定席購入、銀行での口座開設などにおいて使用したと20名（21.5%）が回答している。

(4) 身体障害者手帳を使用する時に、使いにくかったり、困ったりした経験

使用時に使いにくかったり、困ったりした経験をもつ者は32名（34.4%）であった。その内容は、以下に示すように多岐にわたっている。

①身体障害者手帳の様式について

大きいので使いにくい、目立つ（3名）。デザインを何とかしてほしい。写真が中にあるので提示しにくい。写真はやめてほしい。住所や名前の変更がわかりにくい。障害名は駅員たちに見られないようにしてほしい。

②身体障害者手帳の材質、仕様について

切れやすい、破れやすい、ぼろぼろになる（6名）。表紙の文字が摩擦で消えている。

洗濯機に入れてグシャグシャになったことがある。汚れやすい。広げにくい。装丁が頑丈でないで落丁しやすい。

③身体障害者手帳で利用できるサービスについて

JR、私鉄で、距離により一人では割引が適用されない。通院時、バスは割引があるが電車は利用できない。JR以外の乗り物の利用方法が統一されていないので使いづらい（2名）。地域によりタクシーの割引が利用できない。

④手帳使用時にかかる時間について

混雑している駅では、駅員に見てもらうのに時間がかかる。有料道路通行割引に時間がかかる。

⑤再交付時の扱いについて

再交付時に、手帳がないためいつも使っているサービスが使えなかった。

⑥周囲の理解の不十分さから不快な思いをしたことについて

写真で本人と確かめられる時、嫌な思いをした。交通機関の割引で、窓口で「障害者割引」と第三者にわかるようにいわれた。提示した相手に驚かれた。駅員に見せたとき「本当におまえは障害者か」ということを言われ戸惑った。

⑦その他

偽造防止策が必要。悪用した人がいたため、使いづらかった。

（5）身体障害者手帳への写真の貼付についての意見

写真の貼付については、76名（81.7%）が必要と回答していた。理由は本人であることの確認、身分証明書としての使用、不正使用防止などであった。写真貼付もプライバシーに関わるという意見、写真は何年かにごとに張り替えた方がよいと意見もあった。

（6）カード化についての意見

身体障害者手帳を免許証や銀行のキャッシュカードのようにカード化することについては、表6に示すように58名（約62%）の人が賛成していた。しかし、必要はないとする人や分らないと回答した人は合わせて3分の1となっている。プライバシー保護などの観点から慎重に検討する必要性あるとした回答もあった。カード化がもたらすメリット、デメリットなどを検討し、具体的なカードイメージを添えて当事者の意見を聞く必要がある。

表6 身体障害者手帳をカード化することについて

	カード化した 方がよい	カード化する 必要はない	分らない	無回答
回答者数（名）	58	13	20	2
回答率（%）	62.4	14.0	21.5	2.2

4. 考察

身体障害者手帳に関する規定や用途の範囲、当事者へのアンケート調査の結果から、身体障害者手帳に関して検討すべき課題を考察する。

第1点は、サービス受給資格である身体障害の認定と、そのために身体障害者手帳を申請、取得、所持、呈示する必要性があることに関してである。

障害認定基準は身体障害者福祉法や法施行令などで定められ、身体障害者手帳は全国的に統一した基準で交付されている。アンケート調査結果から身体障害者手帳はそれぞれが必要とするサービスを受ける手続きの一環として申請されることが多いことがわかる。しかし、サービス受給に該当するか否かの認定が、「身体障害者手帳の申請→身体障害者手帳の交付」という形をとることから、このことが「身体障害者」であることを実感させたり、自分を否定的に見たり、嫌だという感情につながる可能性があることが示されていた。「障害がある」人への便宜を図る手段としての身体障害者手帳に過ぎないとの意見もあろう。しかし、本人が「身体障害者」であることを受け入れることでサービスが受給できるシステムは、わが国にまだ存在する「障害者」を特別視する風潮とあいまって、当事者に簡単には割り切れない思いを抱かせていることも重視する必要があるのではなかろうか。

第2点は、身体障害者手帳が社会生活の諸領域でさまざまに活用されており、身体障害者手帳を呈示する機会が増大していることと、ここから引き出される課題についてである。

身体障害者手帳は所持しているということだけでサービスが受給できる訳ではなく、ほとんどのサービス利用時にはこれを呈示する必要がある。アンケート調査の結果を見ると、身体障害者手帳は交通機関の割引、レジャー施設の割引等の生活場面で多用され、その他関連施策におけるサービスにおいても広く使用されていた。また身体障害者手帳を身分証明書として使用している人たちもいた。福祉事務所などの援護の実施機関、身体障害者更生相談所等の相談・判定機関、税務署、自治体の公営住宅担当部署、公共職業安定所の障害者援助担当部署などの公的な機関ではもちろん、交通機関の窓口や改札口、有料道路の料金所、郵便局や銀行の窓口など公共的な機関においても必要に応じて呈示しなければならない。これ以外にも、民間機関等が提供するサービスを受ける時、例えば、自動車購入時の税の減免手続きのため自動車販売会社の担当社員に呈示することもあるし、映画館や遊園地で障害者割引を受けるときには入場券売り場の係員に呈示することもある。

このように身体障害者手帳は、多様な人たちが、多様な場で、呈示を求めこれを見る状況が生まれている。身体障害者手帳には障害名の記載や写真が貼付されている。障害認定範囲が拡大し障害の原因となる疾病等も多様になってきたが、障害名を人に知られたくない気持ちもあるし、あえて知らせる必要があるのかという問題もある。呈示した相手が見て分かる本人情報の範囲を必要性との関係で整理する必要がある。また、身体障害者手帳の形状や仕様、記載方法なども検討を要しよう。

第3点は、その身体障害者手帳の形状や仕様に関することである。

身体障害者手帳の形状、仕様等は、昭和20年代に定められた内容に違反しない範囲で、交付自治体が定めた形で発行されている。アンケート調査結果では、現在市場にあふれるセンスフルな品々とはかけ離れているためか「見た目も何とかならないのか」という意見もあり、出回っているカードより一回り大きく、かさばるために持ち歩きにくいことも指摘されていた。身体障害者手帳は、特に外出時の交通機関やレジャー施設の割引や有料道路の割引に多用されていたことを考えると、肢体に不自由がある人たちが使用する際の出し入れや呈示のしやすさなども考慮する必要があるだろう。また、一度取得した身体障害者手帳は、更新の必要が生じたり、なくなったり、使用に耐えない状態になるまで使用され続ける。紙製であることから、破れたり、ぼろぼろになったりしやすい状況が多く述べられていた。使用に耐える素材の検討もなされてよいのではなかろうか。

そして第4点は、身体障害者手帳の記載事項などの内容についてである。

アンケート調査の回答に、身体障害者手帳に障害名が記載されていて、これを他人が見ることのできる状態はプライバシーの侵害にあたるとの指摘があった。身体障害の範囲が拡大し原因疾患等多様化してきた。障害名を知られたくないという意見について、身体障害者手帳にこれを記述する必要があるのかなのかという観点からも、議論し整理していく必要があるだろう。写真の貼付については本人であることを確認するために必要であるとの回答が多かったが、当事者からも、実際には古い写真であるため自分を証明するものになっていないという指摘もあった。貼付する写真についての年限などに一定の規定も必要であろう。他に、写真もプライバシーに関わるという意見、現在の手帳形式であるなら写真が必要との意見もあった。本人であることを何らかの方法で確認できるなら、写真は不要ということもいえよう。

実際にサービスを利用する際の「資格証明」として必要な記載事項を、改めて考える必要性がある。この際、現行の身体障害者手帳は全盲の人たちへの配慮はなく、自分の身体障害者手帳の記載内容を自ら確認できないという問題も見逃さずに対処を考える必要がある。

第5点としては、身体障害者手帳の周知の必要性及び身体障害者手帳本体に所持者ごとに異なるサービスの受給資格を組み込むことはできないかという課題があげられる。

平成8年の身体障害者実態調査報告書によると、わが国の身体障害者数は約300万人であり、人口比で3%に満たない。身体障害者手帳があること自体を知らない人も多く、身体障害者手帳の実物は、関係者が身近に所持者がいなければ見る機会もほとんどないであろう。また、身体障害者手帳本体には（一部を除き）手帳所持者が受給できるサービス内容が記載されている訳ではないので、身体障害者手帳交付台帳を備える機関以外は、そこにある記載内容等からその都度該当者か否かを判断することになる。

アンケート調査結果に、身体障害者手帳をみせた時に驚かれたなどの不快な経験の報告が複数あった。関係者には、身体障害者手帳の実物をもつての周知がより必要であろう。が、現在

発行都道府県等により若干異なる身体障害者手帳が、分かりやすい統一した形、色等であれば、関係者以外の多くの人たちの理解も得られやすくなるであろう。また、身体障害者手帳にサービス受給資格者であるという情報が入っていれば、判断もし易く、利用時の時間短縮も図られよう。身体障害者手帳のカード化は、この点において優れているといえる。

おわりに

身体障害者福祉のみならず、社会福祉全般にわたる改革の議論がなされ、法改正の準備が進んでいる。支援における「措置」から「利用契約」への転換は、従来の支援のあり方を根本から問い直す大きな内容を含んでいる。

身体障害者手帳制度も、「措置」の時代に誕生し、時代の進展とともに対象や使用範囲が拡大してきた。今、身体障害者手帳は既存の制度として身体障害当事者、関係者の意識の中に根付き、実際に身体に障害がある人たちの生活の中で活用されている。しかし今回の調査結果は、「身体障害者」であることの証明としての身体障害者手帳の取得やその使用が心地よいものではないと感じる人たちも多く存在し、交付された身体障害者手帳は使い勝手が悪いと思いながらも必要に応じてサービス利用のために活用しており、また記載内容がプライバシー侵害にあたるとの意見があることなどが明らかになった。

「措置」から「契約」への転換の中で、身体障害者手帳が「契約の下にサービスを利用する資格のある人」であることの証明として意識されていくこと、これにふさわしい「サービス受給資格を証明するための身体障害者手帳」であることが期待される。

本研究は身体障害者手帳制度そのものに言及するものではないが、この制度を前提にしても、サービス受給証明書として携帯する身体障害者手帳の体裁、内容等を思い切って変えることはできよう。「身体障害者であるから与えられるサービス」という色彩を払拭し、「権利としてサービスを利用する」ことを実感できる、新しい時代にふさわしい「身体障害者手帳」のあり方の検討が望まれる。カード形式の導入も、十分に検討に値するものと考ええる。

参考文献：

- (1)「身体障害者福祉関係法令通知集（平成10年版）」厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課 監修、第一法規、1998
- (2)「日本の身体障害者・児」厚生省大臣官房障害保健福祉部監修、第一法規、1999
- (3)「障害者のための福祉2000」障害者福祉研究会編集、中央法規、2000
- (4)「福祉制度要覧」社会資源研究会編著、川島書店、1999